

1. 件名

「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」に関する面談

2. 日時

令和2年10月2日（金） 13時40分～14時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、森野専門職、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他4名

原子燃料工業株式会社 東海事業所

品質・安全管理室 室長 他1名

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

担当部長 他11名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

製造部副部長 他3名

リサイクル燃料貯蔵株式会社

品質保証部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

※試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について（2020/9/30 開催第28回原子力規制委員会 資料3）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁小澤です。
0:00:04	開始が遅れまして申し訳ありません。今日もお集まりいただいたのは、今週の水曜日、
0:00:16	にですね、規制委員会の方で設工認の進め方、使用前確認の進め方、今後の進め方について委員会に諮られて了承されたところでございます。
0:00:33	こちらの方の、今後設工認、ウラン加工施設についてはですね、審査進んでいるところでございますけれども、若干変更される箇所等ありますので、
0:00:49	そちらの部分についてはですね、疑問点とあるとですね、今後の設工認が効率的に進めていけなくなるということもありましてですね、確認したい事項があればですね、
0:01:04	申請書等作成する前にですね、クリアしてからということですね、まずこの場を設けました。
0:01:14	概要若干ご説明させていただくと、
0:01:19	今まで資料の1ページ目ですけれども、
0:01:24	ウラン加工施設含めてですね、
0:01:28	背景のところを書いてある、平成28年のですね、2月17日の委員会資料に従って設工認を進めてきたということが実情でございます。
0:01:42	今回参加されてる方に試験炉おりませんので、二つ目のポツの令和元年12月は試験炉に関係するところなので、ちょっと関係ないところでございますけれども、
0:01:55	それを踏まえてですね、今年の令和2年の6月にですね、再処理施設の設工認の進め方というものが整理されています。
0:02:07	その内容も踏まえてですね、今一度、現在進んでいるその加工施設等も含めてですね、進め方の紙を今一度整理しようということで整理したものでございます。
0:02:26	中身を見ていただくと、
0:02:29	別紙1ですか。
0:02:35	4ページですね。
0:02:42	以降ですけれども、内容としましてはですね、あまりの目新しいものが入っているわけではございません。
0:02:52	まず順を追って確認していくと、
0:03:00	具体的に書かれてるのが3ポツ以降、
0:03:03	設工認の審査の進め方というところで、設工認申請に本規定の明確化すべき主要な事項、

0:03:12	というところがございますけれども、こちらの方もですね、平成 28 年に記載されていた内容から変わっているところではございません。
0:03:25	ページめくっていただいたところもですね、
0:03:32	初めのところも変わっているところがございますけれども、ここで 1 点ですね。
0:03:39	一般産業用工業品についてはというところで、
0:03:44	それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等の基本方針を提示することと、
0:03:52	いうところがございます。これを踏まえて、審査の方針というところですね、
0:04:01	5 ページ目の終わりから 6 ページのところですけども、
0:04:07	6 ページの頭のところで、その更新や交換等の基本方針について、設工認の審査及びその後の使用前確認等で確認できたものについては、今後その基本方針に沿った更新や交換等に限って設工認の申請を必要としないというものを記載されてます。
0:04:25	これも従前からあったものなんですけれども、このところで一般産業用工業品という言い方をしている、
0:04:33	このところなんですけれども、その後、品管基準規則のところですね、一般産業用工業品というものが規定されて、要求事項等も明確になってございますので、このところはそれを指してございます。
0:04:51	ですので、先行していたウラン加工施設等ですと、今までですと、その通信連絡設備や安全避難通路等に係るものというようなところに限定して、
0:05:09	解釈されていたっていうところがあったと思いますけれども、このところは若干変更になったところですよ。ですので、今まで申請されたものというものも含めてですね、まだ分割申請最終的に全部終わった事業者ございませんので、
0:05:28	今後の申請に含めて申請していただければ結構でございます。
0:05:32	そういうことで考えていただければと、
0:05:37	こちらの方は考えてございます。
0:05:41	それとですね、一番大きいところはですね。
0:05:49	通しのページで 5 ページになります。別紙 1 は 2 ページになるんですけども、
0:05:58	重要度に応じた審査を行うというところが大きなところでございます。
0:06:06	それで、このところの再処理施設の進め方と同じ内容になってございますけれども、
0:06:15	基本的にその重要な施設を中心に行うということですね、
0:06:21	BクラスCクラス、

0:06:23	ウラン加工施設で言えば、1 類、2 類、3 類
0:06:27	については、設工認の申請の基本方針書の記載を充てるということで、今まで、
0:06:34	添付していただいていた耐震計算書の添付というものを求めて求めないということに、
0:06:43	今後なります。
0:06:47	ここが、
0:06:48	ウラン加工施設ではですね、一番大きい、
0:06:53	変更事項になっているというようなところかなと思います。
0:07:04	使用前検査確認のところについてはですね、
0:07:08	制度が使用前検査から使用前確認に変わったということで、関係するところの記載が今回整理されたというところで、追記されたというところがございます。
0:07:23	今日検査側のものがですね調整つかずに、
0:07:28	参加できて
0:07:30	いないんですけれども、
0:07:32	この後確認したい事項等ですね、質疑で質問していただければと思いますが、答えられるところですね、
0:07:43	聞いている範囲の回答はしたいと思います。検査に関してはですね若干回答できないところがあればですね、ご質問だけしていただいでですね、専門検査の方から直接ご回答させていただく、
0:08:01	というふうなこととしておりますので、
0:08:04	検査の方も含めてですね、確認した事項があれば、この機会に確認していただければと思います。
0:08:15	ざっと概略は以上ですけれども、
0:08:19	順次確認したい点等があればですね、ご質問いただければと思います。
0:08:42	はい。すいませんそれでRFSの方なんですけど、
0:08:48	はいどうぞ。よろしいでしょうか。はいどうぞ。
0:08:53	すいません。それで
0:08:58	今年の 6 月 24 日に日本原燃株式会社の再処理施設に関する設置工認の審査、使用前確認の進め方についてということで、こちらの規制委員会の方に諮られておまして、
0:09:14	その中にですね、検査の基本方針、

0:09:19	というふうなものがございまして、その中で、それまでに使用前検査の過程で実施し、作成した検査の記録を保管し必要に応じて使用前確認等に活用するというふうな、
0:09:35	ことが記載されております。一方 9 月 30 日に審議された進め方の資料にはこの項目が示されていないというふうなことで確認しておりますが、これと同じような状況、要するに
0:09:54	使用前検査ですねサインをいただいているものがあつた場合には、これと同じような対応が実施されるというふうなことで考えてよろしいかどうか質問させていただきたいと思ひます。
0:10:10	規制庁小澤です。
0:10:13	その点については専門検査部隊に確認しております、
0:10:19	同様の対応というものを考えているということでございます。
0:10:27	承知しましたありがとうございます。
0:10:32	それからもう一つ東京事務所の斎藤と申しますが、よろしいでしょうか。はい。お願いします。はい。すいません。別紙 1 の 3 ポツの(2)のところに、設工認申請に係る審査の基本方針、
0:10:51	記載がありまして、その二つ目の丸の二つ目のポツですね、ここに基本方針書というところが記載されております。これについては※5 のほうで解説されておひまして、
0:11:09	設計方針、それから基本仕様、個数、設置場所、基本図面等を記したものであるというふうなことで定義されております。この基本方針書についてですが、こちらは設工認の申請書の中ですね、
0:11:28	この基本方針書については、
0:11:32	設計方針、それから個数設置場所等については要目表、それから図面については添付書類というふうなことでここに記載するものとするというふうなことを記載すればですね、
0:11:47	基本方針書というふうな項目を別立てで立てて書かなくてもよろしいというふうな考えてもよろしいでしょうか。
0:12:00	規制庁小澤です。
0:12:03	この点についてはですね、
0:12:06	現状の記載されている状況ですね、設工認の現状の申請書に記載されてる状況が、
0:12:18	施設によって若干異なつて、今のお話ですとウラン加工施設とまた若干異なつていたりっていろいろなところだと思つてますので、今ですね、今おつしゃつてた通り、ウラン加工施設もですね、

0:12:34	ここに書かれてる内容というものが、現在申請書の中でも記載されているものと、
0:12:43	新たに何か追加で必要な、無いものがあるとはこちらの方も今のところは考えてございません。
0:12:51	ですけれども、ちょっとこの後、具体的には、
0:12:58	各施設の申請書を眺めながら、お話をした方がいいかなと思うんですけれども、現状のウラン加工施設とかであればですね、
0:13:11	結果としては、つけた方がお互いの確認がしやすいんじゃないかというふうに考えておまして、
0:13:19	例えばですね、ウラン加工施設で言うと、
0:13:24	添付に付けていただくってことを考えてるんですけれども、耐震の
0:13:33	説明書が添付についてます。
0:13:36	これに関して、今の基本方針書であげられている※5のところの設計方針というものが、
0:13:48	主立って耐震計算書の前に書かれてる内容、
0:13:53	というものが、
0:13:58	設計方針
0:14:00	というふうに考えてございます。ですので、このところも何か修正が必要かという、申請は必要ないと考えています。
0:14:08	その上で、それ以降について耐震計算書については、
0:14:12	添付する必要がないということになってございまして、
0:14:16	ただ、このあたりにですね、
0:14:23	計算結果ってところの一覧表がついてございますけれども、ここまで必要かなというふうに考えています。
0:14:30	で、RFSの方からありましたように、基本仕様であったり、性能であったり個数であったり設置場所、
0:14:40	これらについては、本文の仕様表に記載されているものと、
0:14:45	考えています。ですので、お互いの確認のために、基本方針書はつけていただいた上で、こういうものについては、仕様表に記載済みっていうような形にさせていただいて、基本図面についても、
0:15:04	ウラン加工施設で言えば、本文図面に記載されているっていうようなことで、
0:15:16	添付資料の中で添付していただく、
0:15:19	というようなことでも良いかと、ウラン加工施設では考えてございます。
0:15:26	それはですね、施設ごとで、現状の記載状況が違っていたりもするので、
0:15:35	その都度ということかなと思ってますけれども。

0:15:40	基本的にはそういう対応になると考えてます。
0:15:47	事例がですねウラン加工施設の方で申し訳なかったんですけども、大丈夫でしょうか。
0:15:53	はい。要するに基本方針の項目を立てて、それぞれの書いてある場所について呼び込むような形と、いうふうに理解してよろしいでしょうか。
0:16:07	はい。現状ですね。そうですねその通りです。ウラン加工施設の場合ちょっと進んでしまっているというところもあってですね、もう資料が申請されてしまっているというところもあるので、そういう対応を考えているというところがございます。
0:16:23	ただ、今後、RFSだと申請されるっていうことになりますので、
0:16:32	そういう、
0:16:33	ところを踏まえると、一概にその通りにすればいいということではないかもしれませんが、今ですね、おそらく原燃の再処理の方が、そちらの方、どのようにするかっていうのを構成も含めて、
0:16:50	事業者とやりとりしてるところと聞いてございますので、
0:16:53	その情報もですね、把握した上で、実際に進めるタイミングですね、
0:17:03	進めるタイミングでは遅いのかな、その前ということであれば、原燃の情報もですね、こちらから共有させていただきたいと思います。
0:17:14	承知しました。それでは今まさにその申請書の書き込みをしている最中でございますので、適宜情報としてご協議いただければと思います。ありがとうございます。
0:17:29	はいよろしく申し上げます。
0:17:49	RFS のサエグサです。
0:17:57	この前の規制委員会の資料でも、RFS は今後申請が予定されているというふうに書かれているのですが、これ変更申請はなされていて、
0:18:09	審査もある程度進んでいました、現実として。
0:18:14	今回の方針に基づいて、やはり取り下げ再申請、保安規定はそうしましたけど、これはそうしないといけないと認識してよろしいのでしょうか。
0:18:34	どの様に考えられているのかが一つ目です。
0:19:15	規制庁石井です。今の三枝さんの質問についてはちょっとRFSの担当の方の班で、少し管理官も含めてよく調整してからまたご回答させていただきたいと思うんですけどもよろしいですか。はい、ありがとうございます。
0:19:34	それで二つ目なんですけれども、今後の審査の進め方なんですけど、この間の規制委員会に諮って、今日もご説明いただいているところで、それをもって申請の全体像、

0:19:49	我々は網羅性っていう言い方をしてるんですけど、申請の全体の話、或いは中身の概略についても、当然規制側と合意もって進めることが合理的かと思ってるのですが、
0:20:07	HTTRとか、最近の前例を見ると、その審査会合の場でやっているんですけども、やはり同じような形で進める話がよろしいのかどうかということをお伺いしたいんです。
0:21:00	規制庁石井です。多分進め方については、他の施設でどうやってるかっていうのも、担当部門でちょっとよく整理した上で、もう一度再度適切にお知らせしようと思いますが、今認識してる範囲では申請が出てきた段階で、
0:21:18	その申請の内容について、審査会合の中で1回確認して、
0:21:24	その内容については面談で事実確認という形で対応できるんじゃないかなというふうには思っていますが、しばらく設工認の審査会合がなかったのも、ちょっと進め方については、やはりこれも管理官とか対策監と相談してから適切にご回答しようと思っていますが、
0:21:42	他の事例を今見ると、1回やった後は面談という形かなというふうに、それが基本ベースかというふうに思っています。そんな回答でよろしいでしょうか。
0:21:53	ありがとうございます。はい。
0:22:00	すいません。はいどうぞ。RFS むつの杉山です。別紙1のところで確認をさせていただきたいんですが、
0:22:10	別紙1の3ポツ、(2)で、設備機器等の重要度に応じた審査を行うという形で記載があります。
0:22:19	こちらのところで耐震BCクラスについては、基本方針書があれば耐震計算書の添付は求めないという記載となっておりますが、ほかに強度計算書とか応力計算書についても、
0:22:34	同じく必要はないというふうに考えてよろしいでしょうか。
0:22:39	規制庁小澤です。
0:22:42	ご発言の通りですね。
0:22:46	強度計算書であつたりとかですね、
0:22:49	あとはそれだけでなく竜巻に対する計算書であつたりとかですね、その他出されているものの計算書は、提出の必要がない、添付に記載する必要がない、
0:23:05	というふうに、今回のこのペーパーですね、直接耐震計算書について記載されてますけれども、その他も含めてということで、我々考えております。
0:23:18	わかりました。耐震BCクラスの添付の計算書は不要ということで考えてよろしいんですね。
0:23:27	はい、規制庁小澤です。その通りでございます。

0:23:30	はい、ありがとうございました。
0:23:37	原子燃料工業の藤原です。ご質問よろしいでしょうか。
0:23:42	はい、どうぞ。
0:23:45	何点かございまして、まず、別紙の2ページ、今ご確認あったところの近くなんですけど、(2)の二つ目のポツでですね、
0:23:59	設備機器等って書いておりますが、これは建物も含めているか、どこにもちょっと定義とかないので、ちょっと確認なんですけれども、建物も含めているということでよろしいでしょうか。
0:24:14	規制庁小澤です。
0:24:16	そうですね記載がちょっと適切じゃなかったかもしれませんが、等の中で含めているということで、建物構築物も同様の考えでございます。
0:24:29	はい。原子燃料工業の藤原です。ありがとうございます。それでですね、次別紙の3ページですね4ポツで、
0:24:42	こちら
0:24:43	4ポツ使用前確認等ということですね、これは委員会の時、大東さんのほうから回答で「等には使用前検査が含まれているというようなご回答されたと思うんですが、この後の記載でですね、
0:24:59	使用前確認においてはとかがですね、次のページのポツでは使用前検査のうちというような記載があるんですが、これそれぞれですね、使用前確認においては、
0:25:15	ということで、ここだけを考えればいいんですが、今後我々もまだ使用前検査が残ってる部分があったりしますので、
0:25:24	そこはこういう使い分けをされているという理解でよろしいでしょうか。
0:25:31	規制庁小澤です。こちらの方ですね、検査側に確認とっておりまして、使い分けしているということだそうです。ただですね、使用前確認というところに書かれているもので、今後のその検査の
0:25:49	ボリュームだとか、そういうものを含めてですね、少し調整が必要と、
0:25:57	考えればですね、調整しないこともないということで、一応使い分けて記載はしているものの、今後のその状況に応じて考えていますということでした。
0:26:12	よろしいでしょうか。
0:26:15	はい、了解しました。
0:26:18	すいません、あと1点ですけどちょっと戻っていただきまして先ほどの2ページの両括弧2のところなんですけど、

0:26:28	二つ目のぽつの、その次の黒ポツですね、耐震Sクラス重要施設を中心に行うと。これは当然Sクラスがあるような施設だと思うんですが我々ウラン加工の場合はSクラスがない場合が、
0:26:46	確認が行われないんじゃないかと、その中1類とかそういう報告選んでやるという、
0:26:53	ふうな理解でよろしいですね。
0:26:57	規制庁小澤です。特に1類とかを選んでSクラスと同様の確認をするということは考えておりませんで、1類2類3類しかないウラン加工施設については、
0:27:15	基本方針書の記載で確認していくってということで考えております。
0:27:21	すいません了解しました。失礼しました。はい。
0:27:25	私は以上です。
0:27:31	ありがとうございます。すいませんけれども、RFSのサエグサですけれども先ほどから基本方針書で、結局BCクラスの妥当性を確認される。
0:27:46	との話で、設工認ということでオッケーというお話はわかりましたけれども、それではですね、この後の使用前事業者検査であるとか使用前確認
0:28:02	の中でですね、要するに基本設計方針書で書いた内容が実際に確認しているのかどうか。
0:28:13	この辺りは、規制検査の中で確認してくっていう、今までは設工認でやっていた話を、後ろ側でちゃんとやりますよっていう認識なんではないでしょうか。
0:28:34	規制庁小澤です。その通りです。
0:28:39	その通りそのように
0:28:42	考えております。
0:28:45	そういう意味で言うと、今まで説明したところから設工認段階では少なくなったんだけど、その後の規制検査で確認していきますっていうそういう認識でよろしいでしょうか。
0:29:01	規制庁小澤ですけれども、設工認の段階です、申請する申請書の中に入れていただく必要はないということでございますけれども、事業者の方は当然やってなければいけないことではございますので、
0:29:17	それを検査の中でですね、確認していくということもあるということです。ありがとうございました。
0:29:30	原子燃料工業東海事業所鈴木でございます。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

0:29:38	今の議論でちょっとわからなかったんで確認するんですけども、検査の中で確認することもあるっていうのは、いわゆる日常検査で確認することがあるっていう意味であって、
0:29:53	この関連の資料で言うところの通し番号の6ページの4ポツの一ポツですかね。
0:29:59	使用前確認においてはっていう記載の中で、ウラン加工について耐震1から3類のものの確認のことは書いてないのは、使用前確認では確認する方法ではないというふうに読んでいます。
0:30:23	
0:30:25	すいません、規制庁小澤です。ちょっと後半あまり理解できなかったんですけども、もう一度要点をお願いします。
0:30:35	原燃工鈴木でございますけれども、日常検査で確認するけれども使用前確認対象としないという理解でよろしいでしょうか。
0:30:47	いや、そういうことではありません。使用前確認の対象というふうに考えていると考えていますけれども。
0:30:56	原燃工鈴木でございます。承知しました。
0:31:00	原子力規制庁ナガイです。ちょっと先ほどから使用前確認が出てき
0:31:06	ているんですけど、新しい検査制度においては、まずあの設工認が終わったら、そう設工認通りできたことを、今まで使用前検査としての国の検査を受けていたものを、
0:31:22	使用前事業者検査として、まず、事業者がみずから法令に基づいて検査をするという段階が入ってますから、そこで事業者は必ず検査を、
0:31:37	するっていうことで、その状況を使用前確認で確認するということですから、いきなり使用前検査で確認するということではありませんので、そこは法令の立て付けを確認をしていただく必要があると思いますので、
0:31:54	誤解のないようにお願いします。
0:32:04	規制庁小澤ですほかよろしいでしょうか。
0:32:13	原子燃料工業東海鈴木でございます。今御説明承知しました。先ほどの私の問い合わせしました資料の通し番号6ページの4ポツの使用前確認の進め方についての記載の件はですね、
0:32:31	どちらもその6ページの一番下の2行のところですね、耐震クラスS及び重要な施設を中心に実施するというふうに書かれておりましたので、私どものようなウラン加工施設、
0:32:46	これは使用前確認という行為についてはどうなのかというところが、ちょっと
0:32:52	即座に読み取れませんでしたので、確認させていただいた次第です。

0:32:59	規制庁規制小澤です。
0:33:02	その趣旨はわかりました。使用前確認の中に含まれて実施されますということですので、よろしくお願いします。
0:33:11	ここから鈴木です。承知しました。
0:33:19	三菱原子燃料の山川です。
0:33:23	ご質問させていただきたいんですけども、まず 1 点目ですけども、先ほど来からちょっと議論されてますけれども、
0:33:33	耐震計算書の添付については要しないで、その他の強度計算についても同様であると
0:33:41	いうことだったんですけども、その他の強度計算についても結果の添付はあるという理解でよろしいでしょうか。
0:33:52	規制庁小澤です。先ほど耐震計算書の例ですね、見ていたら三菱の申請書見ながらお話なんですけれども、
0:34:04	他のものも同じ構成になっていて、回答としてはその結果までつけてくださいということを考えていますということでございます。
0:34:17	MNFヤマカワです。承知いたしました。
0:34:20	もう 1 点ちょっと確認したい点があるんですけども、ページで言うと 6 ページの上から 5 行目ぐらいのところに、耐震 S クラス重要な施設については、
0:34:37	類型化代表機器による検査を行うということが書かれてるんですけども、
0:34:44	当社のようにウラン加工、
0:34:47	については、S クラス相当の施設がないんですけども、
0:34:52	そうすると、この代表機器による審査っていうのは我々については当てはまらないということなんでしょうか。
0:35:02	規制庁小澤です、基本的にこちらを適用してっていうようなことは考えてませんけれども、
0:35:11	事業者のその説明ですね、そちらの方が効果効率的だということであれば、その旨を説明いただいて、
0:35:25	そういう審査のやり方をですね、否定するものでございませぬので、
0:35:31	考えていただいて結構です。
0:35:37	MNFのヤマカワです。承知いたしました。ありがとうございました。
0:35:46	原子燃料工業の黒石でございます。1 点だけのための確認させていただきます。
0:35:53	先ほどの説明で、
0:35:56	通しページで言いますと、6 ページの終わりごろから 7 ページの初めのところ、

0:36:01	使用前確認、使用前検査というのは分けているということでございました。
0:36:07	使用前検査というワードあってですね新しい検査制度で、使用施設の設置者が、
0:36:16	実施する検査は使用前検査ということになっていると理解しておりますので、
0:36:21	一方なお従前で国が規制庁が実施していただいております使用前検査、
0:36:29	ということを指す場合もあるということで、少しわかりにくかったというところでございます。
0:36:34	使用前確認にあたって使用前検査だという意味が、国が実施するのか使用者が実施するのかっていうところに関しては、なお従前という理解でよろしいでしょうか。
0:36:46	規制庁小澤です。そのご理解で結構でございます。
0:36:53	ありがとうございます。
0:36:59	GNFでございますけれども、2点ほど質問よろしいでしょうか。
0:37:04	はい、お願いします。
0:37:05	はい。別紙1、通し番号4の
0:37:09	3ポツの(1)の一つ目のマルですとか
0:37:16	次のページいきまして二つ目の丸と設計及び工事の計画に係るマネジメント管理方針を提示するとございます。こちらは先ほどの御説明例と平成28年に示されました進め方と新しいものはないと
0:37:34	おっしゃっていただきましたけれども、この際、こちらについては改めての確認となり申し訳ありませんが、これまでの申請においても同様の整理をしていて、この従来通りというか最新の申請内容の通りと理解してよろしいでしょうか。
0:37:57	すいません、最新の申請どおりっていうのは、
0:38:04	えーとですね、我々申請書のほうにこちら、設工認申請の対象の考え方とか申請書の中で、星取表等を整備して、次回の運用をしていると認識してございますけれども、そのような考え方で申請書の中で
0:38:24	記載していくというような、そういったやり方に変わるものはないというような理解でよろしいですか。
0:38:31	規制庁小澤です、ウラン加工施設については、そういうやり方で実施してございますので、その変更はないと、必要がないと考えています。
0:38:45	ありがとうございました。
0:38:47	承知いたしました。
0:38:48	それからもう1点ございます。通し番号5ページで、両括弧2設工認申請に関わる審査の基本方針というところの一つ目の丸で、

0:39:03	評価方法等の審査の視点等が同様なものが一体として審査して云々とございます。こちら弊社のおきましては次回の第4次の設工認ということで、設工認を準備してございますけれども、
0:39:18	基本的な考え方としまして建屋とですね、我々の加工施設の中にある建屋とその内部にあるある設備というのを意識の準備を進めているところでございますけれども、
0:39:32	基本的にはある建物についてはですね、適合性確認がその中でクローズできるような形で申請するような形で進めておりますが、この一つめの丸の考え方と照らし合わせてですね、このような申請の準備の仕方をこのまま進めてもよろしいかっていうところをちょっとご確認させていただきたいという。
0:39:51	よろしく申し上げます。
0:39:55	規制庁小澤です。
0:39:58	今までと言ってることと同じでございます、一体として申請していただいた方が審査としては、なんですか申請ごとに、
0:40:10	見なければいけないというところを分ける必要がなくて、最終的にその系統全体機能のときも、その回で済むっていうことがありますので、そちら望ましいと思うものですね、今までと同じようにどうしても工事の工程等を踏まえてなってしまうというところは、
0:40:32	一概にだめだということはいませんので、
0:40:38	よくよくその事業者の方で考えていただいておりますね、
0:40:41	申請していただければと思います。その分割すればですね、それだけ取り合いついていうものが複雑になりますので、それは
0:40:49	今までの実績ではGNF-Jもわかっていると思いますので、そういうところを考えてですね、申請していただければと思います。
0:40:59	以上でございます。承知いたしました。ありがとうございました。
0:41:03	原燃工東海鈴木です、2点ほどよろしいでしょうか。
0:41:10	はいどうぞ。
0:41:11	1点がですね、資料の通し番号通しページ2ページ目で、重要な施設が出てきますけれども、こちらは別紙のほうの2ページ目ですかね。
0:41:30	注記されたものそのものことである理解でよろしいですか。
0:41:37	確認ですけど。
0:41:41	規制庁小澤です、鈴木さんの発言が途切れ途切れになってしまって聞き取れなかったんでもう一度お願いします。
0:41:50	資料の通しページ2ページ目に重要な施設という用語は最初に出てきますけれども、こちらの方の定義といいますと、については、

0:42:05	別紙の方に米印の2番で、具体が書かれているもののことであるという理解でよろしいでしょうか。
0:42:17	規制庁小澤です。その理解で結構でございます。
0:42:22	承知しました。すいません。もう1点なんですけれども、先ほどGNF-Jさんが確認されていたそうですけれども、
0:42:33	資料の通しページの5ページ目で、そっちの方で審査の視点が同様なものという表現が出てきますけれども、審査の視点が同様であることの確認はどのようにするか。
0:42:50	お考えでしょうか。申請書の中の記載で確認するとか、同様であることの説明が申請書に書かれるとかそういうイメージでしょうか。
0:43:02	規制庁小澤です。その通りで申請書の中で審査していくということになると考えています。
0:43:12	原燃工鈴木です。承知しました。
0:43:15	リサイクル燃料貯蔵の渡辺ですけども1点質問してよろしいでしょうか。
0:43:21	どうぞお願いします。
0:43:28	通し番号5ページの一番上にですね、技術基準の項目の
0:43:37	確認をするということが書いてある、ありまして、これは技術的基準との整合性の確認のことだと考えております。それで、一方ですね、JNFLさんとかの
0:43:53	新しい章立てを見ますと、事業許可等との整合性の確認ってというような添付書類をつけられるというようなことが書かれているんですけれども、RFSの系統としても、事業許可との整合性、
0:44:09	そういうものはいらないというふうに考えてよろしいでしょうか。
0:44:15	規制庁小澤です、そこのところはですね、必要だと考えております。なぜかっていうと設工認の考え方として許可通りである、許可を踏まえた
0:44:33	基本設計方針通りであることと、それを踏まえてですね、技術基準に適合していることということを確認していくということですから、ウラン加工施設についてもですね、おそらく原燃の今言われているというようなもの、
0:44:51	同じことものをですね、申請書につけてですね、確認してございます。
0:44:56	ですので、その流れは同じかと考えています。
0:45:01	回答になったでしょうか。
0:45:03	わかりました、承知いたしました。どうもありがとうございます。
0:45:21	RFSサイグサですけど、要するに事業許可を運用とそれから設備に関する要求を整理していけば、これで運用に関するものは保安規定とかQMSとかにおちてくるんだと思うんですけども、それ以外の部分は基本的に設備側に要求

	<p>があって、そこはちゃんと整理をして、そりゃあ設備側に対する要求は抜けなく、</p>
0:45:40	<p>ちゃんと事業者から、それを受けて、ちゃんと設工認で詳細設計ですとか、設計の段階でっていうと、設備がこういうふうを持つようににやっってくださいねっていうことでしょうか。</p>
0:45:58	<p>規制庁小澤です。ウラン加工施設の中でもそういう理解ですね、許可で設備機器に求められる要求基本方針が書かれているものについて、それを踏まえて詳細設計の設工認において、</p>
0:46:16	<p>抜けなく、設工認で拾われてるよねっていうところの確認をするためにですね、そういう資料を事業者の方で提示していただいてお互いに確認しているというやり方をさせていただきます。</p>
0:46:29	<p>はい。</p>
0:46:40	<p>規制庁小澤です。その他ございますでしょうか。</p>
0:46:47	<p>原子燃料工業東海鈴木です。よろしいでしょうか。</p>
0:46:51	<p>はいどうぞ。一般産業用工業品の記載について幾つか念のため確認したいんですけれども、</p>
0:47:00	<p>先ほどの冒頭の御説明からしますと、資料の通し番号、通しページ 4 ページ目の</p>
0:47:09	<p>一番下の行に書いてある、一般産業工業品、これの前についてる通信連絡設備安全避難通路等に係るっていう記載は、ここはないよう読んでも、</p>
0:47:27	<p>意味は同じだっていう理解でよろしいですかね。この「等」でその他のすべて読んでいるっていうことでよろしいですか。</p>
0:47:35	<p>通信連絡設備や安全避難通路等に限定した範囲を一般汎用品工業品という読み方ではないという理解でよろしいですか。</p>
0:47:45	<p>規制庁小澤です。その理解で結構です</p>
0:47:52	<p>品質基準規則の中にですね、一般産業用工業品というものが規定されてですね、そこの中で、その調達の要求事項等も明確になっておりますので、そこを指している一般産業用工業品というものを指しております。</p>
0:48:10	<p>ですので、設工認の申請にあたってですね、</p>
0:48:14	<p>事業者の方ですね、該当するものがあればですね、設工認の中で</p>
0:48:22	<p>交換等に係るですね、方針を示していただいて、我々審査で確認した上でですね、了承していくということになっておりますので、今まではですね、ちょっとそここのところの記載が若干不明確であって、</p>
0:48:40	<p>一般産業用工業品っていう記載ではなくてですね、汎用品っていうような言い方だったと思うんですけれども、こちらの方はきちんと今回定義をして、一般産業用工業品については、一応すべて対象としますと。</p>

0:48:57	いうふうに考えていただいて結構です。
0:49:01	原燃工鈴木です。承知しました。もう1点ですけれども、通しページの5ページ目に、
0:49:11	やはり一般産業工業品なんですけれども、設置場所等の基本的な事項を確認するとあるんですけれども、ここで言っているこの基本的事項は、
0:49:26	どのようなものをお考えなんでしょうか。
0:49:32	規制庁小澤です、ちょっとこの記載文章がよくないのかもしれませんがけれども、基本的事項がこれらの中のどれかを指している意味での文章ではございませんで、基本的事項というのが、その使用であったり性能であったり個数であったり設置場所、
0:49:50	そういうものを指しているという理解での文書でございます。
0:49:55	鈴木です承知しました。以上でございます。
0:50:06	規制庁小澤です。そうしましたら、今回の代表的なというか上がったものを確認させていただきましたけれども、やはり実際は設工認申請書のなかですね、どうするんだっていうことも出てくると思います。
0:50:24	どうも特にウラン加工施設であれば、今
0:50:28	ちょうど
0:50:29	MNFと原燃工熊取のほうがですね、申請が出たところっていうところもありますので、具体的に申請書の中でですね、こういうイメージでっていうところと、概略先ほどご説明しましたけど、
0:50:46	面談でもう一度すり合わせるっていうことも可能でございますので、
0:50:51	実際の設工認の面談の中でですね、確認していただければと思います。
0:50:59	よろしく願います。
0:51:02	そうしますと、これで今日の進め方の
0:51:10	事業者との確認というところは1回終了させていただきますけれども、
0:51:14	この後何か不明点があればですね、順次質問していただければと思いますので、よろしく願います。
0:51:33	はい、規制庁タケダでございます。それでは以上となりますが、事業者から何かございますでしょうか。なければこれで終わりいたしますが、三菱原子燃料いかがですか。
0:51:55	三菱原子燃料です。特にございません。ありがとうございました。
0:52:11	各社大丈夫でしょうか。
0:52:16	原燃工熊取です。特にございません。
0:52:20	はい。RFS特にございません。

0:52:22	特にございませんが、今後申請いたしますので、その時個別にまた確認させていただくことがあると思います。よろしくお願いいたします。
0:52:38	GNF でございます。特にございません。
0:52:43	はい。それでは、これにて本日の設工認進め方に係る説明会を終了させていただきます。お疲れ様でした。